

省エネ適合性判定・BELS 評価等をご申請される方へ

委任状の選び方について

「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、令和3年1月1日より、一部書類を除く計画書類等及び図書への押印が不要になりました。

以下の業務の委任状につきましては、建築主様のご申請の意思が確認できる場合、押印を省略することができます。

- 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
- BELS 評価業務
- CASBEE 評価認証業務
- 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務
- 建築物省エネ性能向上計画認定に係る技術的審査業務

ご提出される委任状の区分に応じて様式（4種類のうちから1つ）をお選びいただきますようお願い申し上げます。

委任状様式の区分は、様式右上に記載してある様式番号の()書きの番号をご確認ください。

委任状の区分	委任状の様式（4種）	建築主様の押印の要否
建築主様ご本人による自署をいただく場合 （原本又はその写し）	様式番号 XX-XX-XX(1)	不要
建築主様の連絡先をご記載いただく場合 （BCJが建築主様にご申請の意思を確認した後、 本受付いたします）	様式番号 XX-XX-XX(2)	不要
建築主様の押印をいただく場合 （原本又はその写し）省令施行前の委任状様式と同じです	様式番号 XX-XX-XX(3)	必要
建築主様のご申請の意思確認ができる書類※ を委任状に併せてご提出いただく場合 （提出書類例）設計業務委託契約書、注文書などの契約書類（写し）	様式番号 XX-XX-XX(4)	不要

※ 建築主様のご申請の意思確認ができる書類をご提出いただく場合、確認事項は以下のとおりです。確認事項以外の項目は、黒塗りなどマスキングをしていただいても構いません。

- ・当該書類が申請案件の契約書類であることが、記載されている計画名や地名地番等から確認できること
- ・当該書類に記載されている契約者双方の氏名（法人の場合は法人名）が申請書の建築主及び代理者と相違ないこと

問合せ先： 一般財団法人日本建築センター（BCJ）

TEL 03-5283-0480（本部 住宅・環境審査部）、 TEL 06-6264-7731（大阪事務所）